

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：著作権法の一部を改正する法律

規制の名称：補償金の徴収・分配に係る指定管理団体制度の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：文化庁著作権課

評価実施時期：令和7年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成30年5月に成立した「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）」において、デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、教育等に係る著作物の利用をより円滑に行えることとされた。

こうした教育現場におけるデジタル環境での著作物の利用についての必要性は事前評価時点から変わっておらず、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現も無い。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時には、本規制を実施しない場合には、膨大な数の著作物の少額の利用が、総体として大量に行われること、著作権法第35条の適用を受けることができる教育機関の数が膨大に上ることなどから、権利者に個別に補償金を支払う方法や、複数の指定管理団体によって補償金を管理する方法では、対応が不十分となり、ひいては教育現場が授業の過程で円滑に著作物を利用できず、ICT活用を推進して教育の質の向上を図っていく上での障壁となりうるなどの仮想状況をベースラインとしていた。

規制の事前評価後、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、本規制について当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行するとともに、令和2年度は特例的に補償金額を無償とする措置を行ったものの、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられず、ベースラインは事前評価時から変わらない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、本規制について当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行するとともに、令和2年度は特例的に補償金額を無償とする措置を行ったものの、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現は無く、令和3年度以降も、教育現場におけるデジタル環境での著作物の利用についての必要性は一層高まっていることから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、遵守費用として、指定管理団体に必要となる要件を具備するための調整に係る人件費や時間費用及び文化庁長官の指定を受けるための申請書の作成及びその提出に係る準備及び人件費や時間費用が発生しうるも、その額は軽微であると想定していたところ、事後評価時点において、これらが生じていたとしても、いずれも軽微であると考えられ、事前評価時の費用推計と比較してかい離はないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費

用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、指定管理団体の指定に係る人件費や手続費用等の行政費用が軽微に生じることを想定していたところ、事後評価時点においても事前評価時の費用推計と比較してかい離はないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、指定管理団体により補償金の徴収・分配が行われることにより、権利処理に係る負担が軽減され、教育機関における著作物利用の円滑化が図られるとともに、著作物の利用に応じて権利者に適切に対価が還元されることを見込んでいた。

規制の実施後、全申請教育機関は 31,713（令和 3 年度）、35,130（令和 4 年度）と増加傾向であり、令和 4 年度においては、主要教育機関（小学校、中学校、高等学校、大学）の概ね 85%超が補償金の支払いを申請している。また、補償金収受総額については、令和 3 年度は 4,871,704 千円、令和 4 年度は 5,128,617 千円である（なお、1 人当たりの補償金額は 60 円～720 円）。分配についても、約 20 団体に対し行われており、指定管理団体により補償金の徴収・分配が集約して行われることにより、権利処理に係る負担、すなわち、膨大な手続きコストが劇的に低減されており、教育機関における著作物利用の円滑化が図られるとともに、権利者に適切な対価還元が行われているものと考えられ、事後評価時点において、規制の事前評価時の効果推計と把握した効果にかい離はないと考えられる。

なお、その性質上、効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑥のとおり権利者に適切な対価還元が行われていると考えられるところ、今般の制度改正による便益は、著作物の利用による効用を享受する利用者の便益や、正当な対価が還元されることによる権利者の経済的な便益、そしてそれらが将来の文化の発展につながることによる社会的な便益等の総和であることから、金銭価値化して網羅的・定量的にその便益を示すことは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制は、教育機関において行われる著作物の公衆送信に係る補償金の徴収・分配に係る指定管理団体制度の新設である。規制の事前評価後においても、教育現場におけるデジタル環境での著作物の利用についての必要性は一層高まっており、本規制導入前と比較して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現も無い。

規制により発生する遵守費用及び行政費用は軽微である一方、本規制の導入により、教育機関及び権利者の負担となる膨大な手続きコストが劇的に軽減されており、著作物の円滑な利用が促進されるとともに、権利者に適切な対価還元が行われているといった効果が生じていると考えられる。

今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制を継続することが妥当である。